

◆ケース1（介護保険適用）

東京都の男性Aさん（66歳・妻と二人暮らし・無職）が、散歩中での事故。横断歩道を少し外れた所を横断する際、直進の車にひかれ重症頭部外傷。医師から「意識回復は難しい」との説明。家族はAさんを家に連れて帰りたいと希望している。

Aさんは去年65歳で会社を定年退職後、年金生活で妻と二人暮らし。家はAさん名義のマンション。

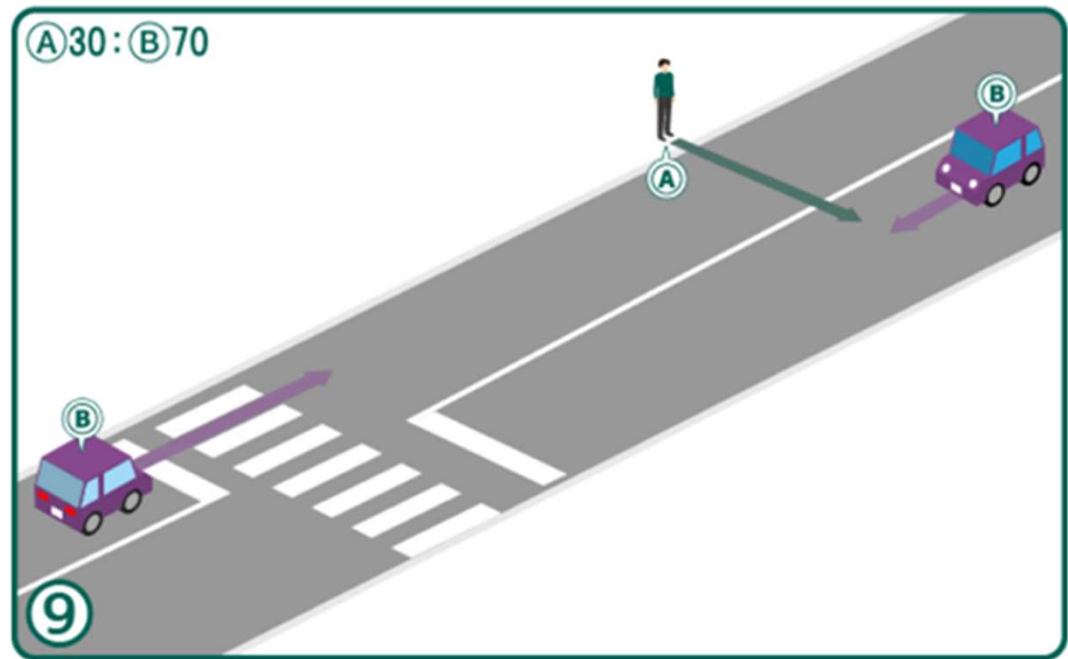
長男と次男がそれぞれ家庭をもって、都内の賃貸マンションで暮らしている。

Aさんは自動車を保有していて、弁護士費用特約と、人身傷害特約（車外OK、5000万円）の付帯あり。

【事故態様】

本年6月1日午後5時ごろの事故。Aさんは一人で日課の散歩に出かけ、センターラインのある道路において、横断歩道から少し外れた所を横断する際に、時速50キロで直進してきた車にひかれた。加害者は営業の仕事で社用車を運転しており、スマホを操作しながら走行していたという。

Aさんは重症頭部外傷。
(Aさんの基本過失30%)



【事故後の経過】

6月1日午後5時ごろに事故発生。救命救急病院へ緊急搬送。頭蓋骨骨折、外傷性硬膜下血腫、外傷性くも膜下出血の重症頭部外傷の診断。左開頭外減圧を実施。

当面の間は頭蓋形成が難しく、7月27日現在、意識遷延状態。気管切開により、夜間も含めて喀痰吸引を実施。

【7月27日現在、家族の対応】

家族は毎日病院に見舞いに通い、Aさんの回復を願い、家に連れて帰りたいと希望している。

相手損保からは、事故後数回電話が来た後、個人情報取り扱いに関する承諾書等が郵送されてきたが、指示された通りに記入返送して大丈夫なのか家族は困惑している…。また、相手損保は健保第三者行為の利用を求めているが、Aさん家族は健康保険利用を拒否しており、治療費清算方法が決まらない…。

Aさん家族が法律相談に足を運んだら、「Aさんに成年後見人がついてからでないと弁護士と委任契約できない」とか、「被害者側が立て替えた諸経費は、最後に損害賠償請求する」といった話だった。

Aさんが加入の自動車保険（人身傷害特約）にも相談したが、「立替えた諸経費は相手損保へ請求してほしい」と言われ、Aさん家族は多くの問題を抱え困っている…。

【想定される自賠責後遺障害等級】

想定される自賠責後遺障害等級は1級相当と思われる。

1級：神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常時介護を要するもの

① Aさんの治療費清算方法はどうするのが適切か？

弁護士回答

(回答例) 健保一括払いとすべき

∵ Aさんに過失あり→過失ありの場合、自由診療より保険診療のほうが被害者に有利

- ② Aさんの今後の転院先は？
療護センターへ入所申込みをする場合の手順は？

療護センター

【宮城県】 東北療護センター
【千葉県】 千葉療護センター
【岐阜県】 中部療護センター
【岡山県】 岡山療護センター

委託病床

【北海道】 中村記念病院
【石川県】 金沢脳神経外科病院
【神奈川県】 湘南東部総合病院
【茨城県】 茨城リハビリテーション病院
【愛知県】 藤田医科大学病院
【大阪府】 府中病院
【愛媛県】 松山市民病院
【福岡県】 聖マリア病院

② Aさんの今後の転院先は？
療護センターへ入所申込みをする場合の手順は？

- ・入院申込に必要な書類
- ・入院申込書（家族作成）
- ・住民票（世帯全員）
- ・精神神経障害に関し医師が診断した証明書類（重度意識障害者診断書）
- ・自動車事故証明書
- ・治療、介護等に関する費用の支払状況を証する書類（費用支払証明書）
- ・その他病院の長が特に必要と認める書類

※参考：重度脊髄損傷のナスバ病床（モデル事業）→2年間

【神奈川県】 神奈川リハビリテーション病院

【福岡県】 聖マリアヘルスケアセンター

【大阪府】 愛仁会リハビリテーション病院

【福岡県】 久留米リハビリテーション病院

③ 家族が立て替えている諸経費は、最後の損害賠償請求（民事裁判）で相手損保に請求するよりも前に支払ってもらうことはできないのか？

弁護士回答

民事裁判をする前であっても、相手損保に随時支払ってもらようよう交渉することは可能。被害者側の過失が極めて大きいといった事情がない限り、重度後遺障害事案では、その都度の内払いに応じてもらえることが多い。

家族自身が保険会社と交渉するのが困難な場合は早期に弁護士相談
（交通事故の重傷ケースに慣れた弁護士が適切。被害者側で加入の自動車保険も使えることに知見がある弁護士）

- ④ 本件では、必ず成年後見人が必要なのか？
本件で成年後見人を申し立てる場合、申し立ての時期や段取りは？

弁護士回答

(回答例) 必要である。

∵ 重度後遺障害事案では、原則として、後見人がついていないと自賠償が支払われない

ただし、成年後見人を申し立てる前の段階でも、事実上、弁護士が委任を受け、保険会社との交渉等を行うことは可能。申立の時期は、症状固定が見えてきた頃でよい。申立は自分でしてもいいが（家庭裁判所に尋ねればやり方を教えてもらえる）、信頼できる司法書士や弁護士を紹介してもらったうえで申立についても任せてしまう、という方法もある。

⑤ Aさんが療護センターへ3年間入所したあと自宅介護に移りたいとなった場合、弁護士の視点から気をつけるべき点はあるか。

弁護士回答

自宅介護となった場合、バリアフリーの住環境構築や、多くの介護機器など、相応の資金が必要となる。そのため、弁護士と相談のうえ、早めに自賠責保険金を獲得するなどの手段を講じることが必要となる（本件の場合、4000万円の獲得が可能）。

また、バリアフリーのための住宅改修費や、介護機器、介護車両など、多くの費用については、今後、加害者側保険会社に請求することになる。そのことを見据えて、住宅改修や介護機器、介護車両の購入等について、(1)どのようなものなら加害者に請求できるか、(2) どのような証拠を揃える必要があるかなど、随時弁護士と相談しながら進めるのがよい。

家族は役所で介護サービス計画の打合せ（細かい時間で区切りヘルパーが

⑥ NASVA（ナスバ：自動車事故対策機構）に「介護料」のサービスがあるが、Aさんはその対象になるか？

弁護士回答

（回答例） ならない。

∵ 自宅介護をする場合、介護保険法による介護保険給付を受けることになると思われるが、その場合、ナスバの介護料は支給されない。

⑦ Aさんの損害賠償請求（交通事故の裁判）において、どの様な点が主な争点となるか。また、Aさん側の保険の内容・使い道を教えてください。

弁護士回答

【争点について】交通事故の裁判の争点は、一般に、損害と過失相殺に分けられる。損害については、Aさんの場合、将来介護費の額が一番高額となるので、保険会社側も強く争ってることが多く、将来介護費がメインの争点となるだろう。また、過失相殺（被害者の過失の割合に応じて損害賠償額が減額される制度）については、保険会社から「横断歩道を歩くべきだった」という主張がなされ、この点が争点となる

【保険について】まず、弁護士費用特約が使える。弁護士費用のうち300万円までを保険会社が支払ってくれる。また、人身傷害補償保険金は、平たくいえば、Aさんに過失があり、損害賠償額が減額された場合、その減額された部分を埋めてくれる保険である。Aさんの保険の限度額は5000万円とのことであるが、一般に、1級の障害の場合、限度額が2倍になることが多い。そうすると、Aさんの過失部分については、1億円まで人身傷害補償保険金で補填される可能性が高い。

⑧ Aさん家族は自宅での介護を望んでいるが、要介護5の介護保険だけでは十分な介護体制は望めない。そこで介護保険に障害者総合支援の上乗せや横出しはできるのか？また賠償上、介護保険で収まらない介護を請求できるのか？

裁判での介護料は日額2万円、年間730万円×余命
住宅改造費や介護車両の改造費等々も認められる

介護保険に対する障害福祉の上乗せ・横出し
介護保険では足りない部分を障害福祉でカバーできる場合がある。

【上乗せ】

65歳以上の重度障害者に対して介護保険の給付を超える「居宅介護」の部分を障害福祉から給付する

介護保険

【横出し】

同行援護、移動支援、自立訓練、就労支援、重度訪問介護など介護保険に無いサービスを障害福祉から給付する

⑧ 65歳以上で24時間在宅介護が実現しているXさんの事例
(昭和32年生まれ現在68歳)

介護保険（要介護5）での給付分

- ・ 週2回のデイサービス
- ・ 1日あたり1時間半の
居宅介護（ヘルパー）
- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハ
- など

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		レスパイト入院	デイサービス	9:00訪問看護	デイサービス	9:00訪問看護
		14:30 病院を出発	16:30~18:00 ヘルパー	14:00訪問リハ 16:30~18:00 ヘルパー	16:30~18:00 ヘルパー	
6	7	8	9	10	11	12
	デイサービス	9:00訪問看護 11:00~12:30	デイサービス	9:00訪問看護	デイサービス	9:00訪問看護
	16:30~18:00 ヘルパー	15:00訪問リハ 16:00訪問リハ	16:30~18:00 ヘルパー	16:30~18:00 ヘルパー	16:30~18:00 ヘルパー	
13	14	15	16	17	18	19
	デイサービス	9:00訪問看護 11:00~12:30	デイサービス	9:00訪問看護	デイサービス	9:00訪問看護
	16:30~18:00 ヘルパー	15:00訪問リハ 16:00訪問リハ	16:30~18:00 ヘルパー	16:30~18:00 ヘルパー	16:30~18:00 ヘルパー	
20	21	22	23	24	25	26
	デイサービス	9:00訪問看護 11:00~12:30	デイサービス	9:00訪問看護	レスパイト入院	
	16:30~18:00 ヘルパー	15:00訪問リハ 16:00訪問リハ	16:30~18:00 ヘルパー	16:30~18:00 ヘルパー		
27	28	29	30	31		
	レスパイト入院		デイサービス	9:00訪問看護		
			16:30~18:00 ヘルパー	14:00訪問リハ 16:30~18:00 ヘルパー		

- ⑧ 65歳以上で24時間在宅介護が実現しているXさんの事例
(昭和32年生まれ現在68歳)

障害福祉（区分6）で重度訪問介護633時間や生活介護を横出し給付

障害福祉サービス受給者証	
受給者証番号	
支給決定障害者等	居住地
	フリガナ
	氏名
	生年月日 昭和32年 (1)
児童	フリガナ
	氏名
生年月日	
障害種別	① 2 3 4 5
交付年月日	令和6年12月11日
支給市町村名及び印	

介護給付費の支給決定内容	
障害支援区分	区分6
サービス種別	重度訪問介護
支給量等	重度訪問・区分6該当者 633 時間/月
支給決定期間	令和6年12月1日 から 令和7年11月30日 まで
サービス種別	生活介護
支給量等	生活介護・基本 当該月の日数から8日を控除した日数/月
支給決定期間	令和6年12月1日 から 令和7年11月30日 まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
予備欄	

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	9,300 円
適用期間	令和6年12月1日 から 令和7年11月30日 まで
食事提供体制加算対象者	該当
適用期間	令和6年12月1日 から 令和7年11月30日 まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	該当
利用者負担上限額管理事業所	
特記事項欄	
予備欄	

◆ケース2（障害福祉サービス適用）

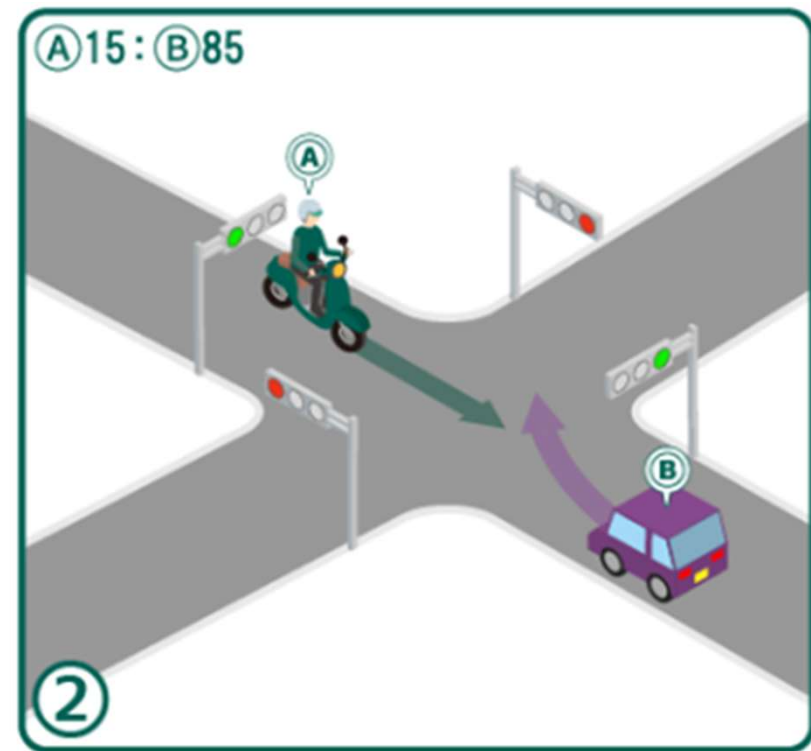
都内在住のBさん（25歳・会社員・共働きの両親と大学生の妹と4人暮らし）が、仕事帰りでの事故。Bさんがバイクで走行中、青信号で交差点を直進する際、対向のトラックが右折してきて衝突、重症頭部外傷。加害者のトラックは自賠責保険のみで、任意保険は加入していなかった。医師から「意識回復は難しい」との説明。家族はBさんを家に連れて帰りたいと希望している。

Bさんは共働きの両親と、大学生の妹と同居。家は父親名義のマンション。Bさんはバイク保険に加入していて、弁護士費用特約と人身傷害特約（無制限）が付いている。Bさんの両親も自動車を所有していて、何れも弁護士費用特約が付いている。

【事故態様】

Bさんが仕事を終えてバイクで帰宅途中、青信号で交差点を直進する際、対向のトラックが右折してきて衝突、重症頭部外傷。

(Bさんの基本過失 15%)



【事故後の経過】

6月1日午後8時ごろに事故発生。救命救急病院へ緊急搬送。頭蓋骨骨折、脳挫傷、脳幹部損傷など頭部外傷と頸髄損傷の診断。人工呼吸器管理を開始。

7月27日現在、自発呼吸が確認されるようになったが、意識遷延状態。夜間も含めて喀痰吸引を実施。

【7月27日現在、家族の対応】

母親が仕事を休んで毎日病院に通い、面会時間はずっとBさんに付き添っている。家族はBさんを家に連れて帰りたいと希望している。

Bさんの勤務先が労災申請（通勤災害）を引き受けてくれたが、病院の診断書作成にも時間を要し、いつになったら労災給付決定となるか見通しがたたない…。

加害者が任意保険に加入していないため、Bさん家族は治療費以外の諸経費を支払っている。

Bさんの両親が加入している自動車保険に相談したら、弁護士費用特約担当者から弁護士の紹介を受けたが、法律相談の機会を作れていない…。

病院の医師やソーシャルワーカーからは、療護センターの紹介を受けている。

【想定される自賠責後遺障害等級】

想定される自賠責後遺障害等級は 1 級相当と思われる。

1 級：神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常時介護を要するもの

① 加害者は自賠責保険のみで任意保険に加入していないが、Bさんの補償はどうなるか？

弁護士回答

（回答例）自賠責（1級＝4000万円）＋人身傷害補償保険（無制限、※介護料（月額5～6万円）に差がある）が基本
加害トラックの会社の資力によっては、加害トラックからも一定の支払を受けられる可能性がある。

② 母親が仕事を休んでBさんに付き添っているが、母親の給与分の補償は受けられないか？

弁護士回答

給与分の補償が直ちに受けられるわけではない。

しかし、母親が病院に付き添う必要性がある場合（入院付添い費）には、付添1日あたり6500円を目安として補償を受けることができる。
声掛け、マッサージ等々、Bさんにケアを実施した場合

③ 家族は療護センターの入所と、その後はBさんと同居を希望している。
また、母親は事故後半年ほど仕事を休んだが、できれば復職したいと希望している。

家族がBさんと同居するために、どの様に準備を進めると良いか？

Bさんは65歳未満なので介護保険は使えない

⇒障害者総合支援法を活用する

障害者総合支援法を使うとどんなことができるのか（遷延性に特化して）

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・同行援護、・行動援護・重度障害者等包括支援
- ・短期入所、・療養介護、・生活介護、・施設入所支援

④ 在宅介護をするにあたり、社会福祉の障害者福祉ではどのような在宅介護サービスが受けられるのか？（障害者総合支援法）

- ① 担当医
- ② 訪問リハ
- ③ 訪問入浴
- ④ 訪問マッサージ
- ⑤ 訪問看護

-----ここまでは原則担当医が決める-----

- ⑥ 重度訪問介護（ここだけが契約、行政と交渉）
「見守り」も実施できる

そのためには相談支援員がキーマン

上記6つがそろって初めて在宅介護が実現する。

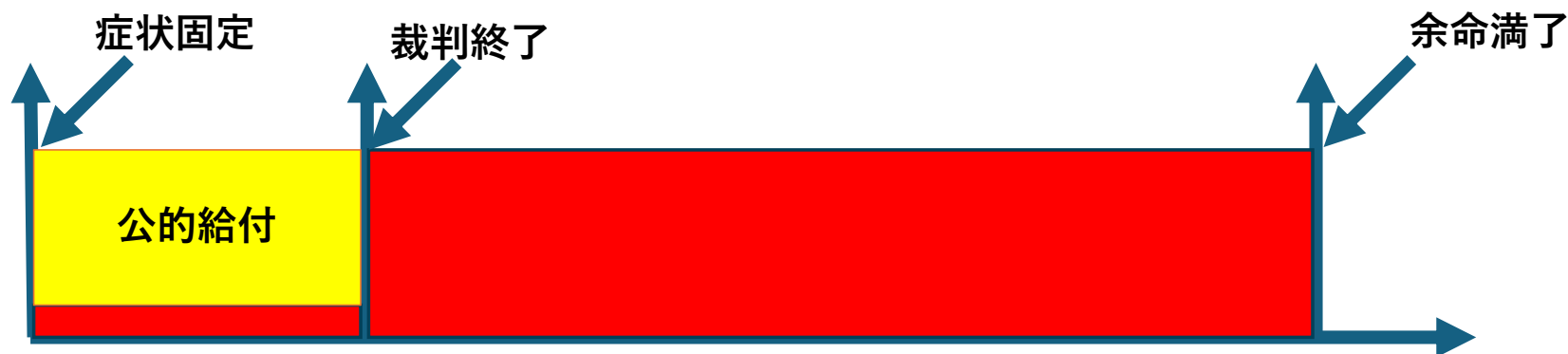
⑤ 自治体の重度訪問介護の給付基準を超える給付は可能か？
以下のケースは1000時間ほど→遷延性意識障害を行政に理解してもらう

氏名		障害支援区分	区分 6	相談支援事業者名	相談支援事業所			
障害福祉サービス受給者証番号		負担上限額		計画作成担当者				
地域相談支援受給者証番号		通所・入所受給者証番号						
計画開始年月	令和 6 年							
	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								重度訪問介護 ・ヘルパー2名対応 5:30～12:30、14:00 ～20:30 0:00～0:30
	起床、オムツ交換、体位交換 経管栄養	起床、オムツ交換、体位交換 経管栄養	起床、オムツ交換、体位交換 経管栄養	起床、オムツ交換、体位交換 経管栄養	起床、オムツ交換、体位交換 経管栄養	起床、オムツ交換、体位交換 経管栄養	起床、オムツ交換、体位交換 経管栄養	
	吸痰、整容、口腔ケア	吸痰、整容、口腔ケア	吸痰、整容、口腔ケア	吸痰、整容、口腔ケア	吸痰、整容、口腔ケア	吸痰、整容、口腔ケア	吸痰、整容、口腔ケア	
8:00								・ヘルパー1名対応 12:30～14:00、20:3 計10.5×1名=10.5H/日 10.5H/日×31=325H/月 月の総時間数868+325=1193H/月
	吸痰、オムツ交換、体位交換 更衣	吸痰、オムツ交換、体位交換 更衣	吸痰、オムツ交換、体位交換 更衣	吸痰、オムツ交換、体位交換 更衣	吸痰、オムツ交換、体位交換 更衣	吸痰、オムツ交換、体位交換 更衣	吸痰、オムツ交換、体位交換 更衣	
10:00	入浴	移乗、室内で離床	入浴	移乗、室内で離床	入浴	移乗、室内で離床	移乗、室内で離床	
12:00		オムツ交換		オムツ交換		オムツ交換	オムツ交換	
	経管栄養、口腔ケア	経管栄養、口腔ケア	経管栄養、口腔ケア	経管栄養、口腔ケア	経管栄養、口腔ケア	経管栄養、口腔ケア	経管栄養、口腔ケア	
訪問診療、訪問看護、訪問看護リハビリテーション(仮)								
14:00	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	
	散歩(移動介護)	散歩(移動介護)	散歩(移動介護)	散歩(移動介護)	散歩(移動介護)	散歩(移動介護)	散歩(移動介護)	
16:00	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	週単位以外のサービス
18:00								
	吸痰、体位交換	吸痰、体位交換	吸痰、体位交換	吸痰、体位交換	吸痰、体位交換	吸痰、体位交換	吸痰、体位交換	
	経管栄養、口腔ケア	経管栄養、口腔ケア	経管栄養、口腔ケア	経管栄養、口腔ケア	経管栄養、口腔ケア	経管栄養、口腔ケア	経管栄養、口腔ケア	
20:00	更衣	更衣	更衣	更衣	更衣	更衣	更衣	
	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	
22:00								
	吸痰	吸痰	吸痰	吸痰	吸痰	吸痰	吸痰	
0:00								
	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	吸痰、オムツ交換、体位交換	
2:00								
4:00								

⑥ 自治体からの介護給付は損害賠償から差し引かれるのか？

弁護士回答

裁判が終了する期間までの介護給付は差し引かれるが、終了後の期間については差し引かれない扱いが多い。



例) 上記の赤色部分が損害のイメージ

裁判終了までは公的給付を受けている黄色い部分はもらえない（自己負担のみが損害）。
裁判終了後の期間は、公的給付を受けていた部分も含めて損害と扱われる。

⑦ 18歳の壁

1 介護給付	
① 居宅介護(ホームヘルプ) 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的にを行います。
③ 同行援護 者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
⑥ 短期入所(ショートステイ) 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦ 療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑧ 生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨ 施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等) 者	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

⑦ 18歳の壁

原則として18歳以上の重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者が重度訪問介護を利用することが認められています。

※原則18歳にならないと重度訪問介護が使えない。

ただし、例外として児童相談所長が必要性を認めた場合であれば、15歳以上の障害児でも重度訪問介護のサービスを利用することが可能です。

18歳未満の方はまずは療育手帳の申請を忘れずに。

※例外的に居宅介護が認められる場合がある。

※居宅介護を連続的に使用して（2時間空けるルールを無視）長時間の介護が可能になる場合がある。